
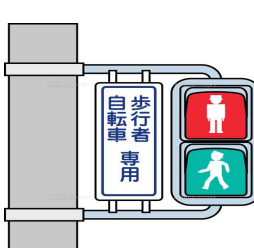

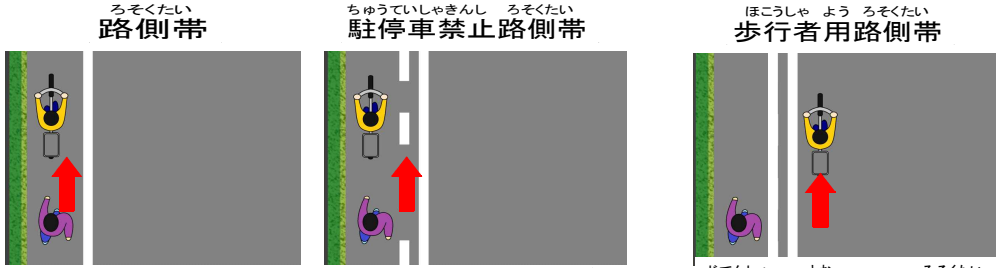
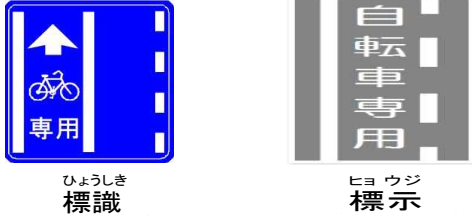
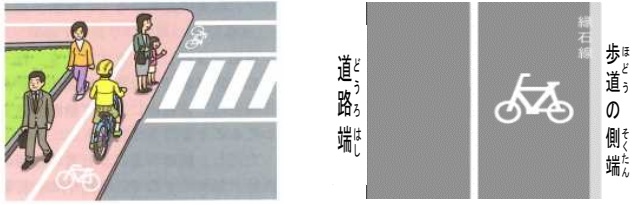


自転車安全運転クイズ解答

番号	内 容	回答
1	<p>自転車<small>じてんしゃ</small>で道路<small>どうろ</small>を通行<small>つうこう</small>するときは、交通<small>こうつう</small>のきまりやマナー<small>まも</small>を守る<small>もも</small>のはもちろんですが、通行方法<small>つうこうほうほう</small>もすべて自動車<small>じどうしゃ</small>やバイク<small>おな</small>と同じ<small>おな</small>となります。</p> <p>チェックポイント</p> <p>自転車<small>じてんしゃ</small>は自動車<small>じどうしゃ</small>やバイク<small>おな</small>と同じ車<small>しや</small>両<small>りやう</small>となりますが、通行方法<small>つうこうほうほう</small>は「自転車横断帯<small>じてんしゃおうだんたい</small>の通行<small>つうこう</small>」「交差点<small>こうさてん</small>の右折方法<small>うせつほうほう</small>」「車両通行帯<small>しやりやうつうこうたい</small>が設けられた道路<small>どうろ</small>の通行位置<small>つうこういち</small>」などが異なるように、<u>すべての通行方法<small>つうこうほうほう</small>が同じではありません。</u></p>	×
2	<p>交通事故<small>こうつうじこ</small>を起こすと、過失致死傷罪<small>かじつちしじやうざい</small>などの刑事責任<small>けいじせきにん</small>と被害者<small>ひがいしや</small>に対する損害賠償<small>そんがいばいしょう</small>などの民事責任<small>みんじせきにん</small>が生じます。自転車<small>じてんしゃ</small>には、自動車<small>じどうしゃ</small>のような損害を賠償<small>ばいしょう</small>する保険制度<small>ほけんせいど</small>がないので、任意保険<small>にんいほけん</small>の加入<small>かにゆう</small>するなどの備え<small>そな</small>が必要です。</p> <p>チェックポイント</p> <p>愛知県<small>あいちけん</small>では、令和3年10月1日<small>れいわ ねん がついつたち</small> 自転車<small>じてんしゃ</small>の安全<small>あんぜん</small>で適正な利用<small>てきせい</small>の促進<small>りよう</small>に関する条例<small>そくしん かん</small>が施行<small>じようれい</small>されました。</p> <p>(自転車損害賠償責任保険等<small>じてんしゃそんがいばいしょうせきにんほけんとう</small>への加入<small>かにゆう</small>)</p> <p>第十三条 次の各号<small>だいじゅう じよう かつくごう</small>に掲げる者は、当該各号<small>かか</small>に定める者の利用<small>もの</small>に係る自動車損害賠償責任保険等<small>じどうしゃそんがいばいしょうせきにんほけんとう</small>に加入<small>か</small>しなければならぬ。ただし、当該各号<small>かか</small>に掲げる者以外<small>もの</small>の者以外<small>もの</small>の者より、当該利用<small>もの</small>に係る自動車損害賠償責任保険等<small>じどうしゃそんがいばいしょうせきにんほけんとう</small>への加入<small>かにゆう</small>の措置<small>そち</small>が講じられているときは、この限りではない。</p> <p>一 自転車利用者<small>じてんしゃりようしや</small>又はその保護者<small>また</small> その自転車利用者<small>じてんしゃりようしや</small></p> <p>二 自転車<small>じてんしゃ</small>をその事業<small>じぎよう</small>の用に供する事業者<small>きぎよう</small> その事業<small>じぎよう</small>の用に供する自転車<small>じてんしゃ</small>を道路<small>どうろ</small>において利用<small>りよう</small>する者<small>もの</small></p>	○
3	<p>自転車<small>じてんしゃ</small>を安全<small>あんぜん</small>に乗るためには、常に点検<small>てんけん</small>と手入れ<small>てい</small>をしなければなりません、点検<small>てんけん</small>には、日常点検<small>にちじようてんけん</small>と定期点検<small>ていきてんけん</small>の2つに分けることができます。</p> <p>チェックポイント</p> <p>点検<small>てんけん</small>は、<u>日常点検<small>にちじようてんけん</small>と定期点検<small>ていきてんけん</small>の2つに分けることができます。</u></p> <p>日常点検<small>にちじようてんけん</small>は、自転車<small>じてんしゃ</small>を使用<small>しやう</small>するときそのつど行<small>おこな</small>うものです。</p> <p>定期点検<small>ていきてんけん</small>は、自転車<small>じてんしゃ</small>各部<small>かくぶ</small>の機能<small>きんのう</small>を日常点検<small>にちじようてんけん</small>よりもくわしく調べるものです。</p> <p>※ 自転車<small>じてんしゃ</small>には自動車<small>じどうしゃ</small>のような法律<small>ほりつ</small>による定め<small>さだ</small>はありませんが、少なくとも1年に1回は、定期的<small>すく</small>に自転車安全整備店<small>ねん かい ていきてき</small>へ自転車<small>じてんしゃ</small>を持って行って定期点検<small>ていきてんけん</small>を受けましょう。</p> 	○
4	<p>自転車<small>じてんしゃ</small>で信号交差点<small>しんごうこうさてん</small>を通行<small>つうこう</small>するときは、歩行者用<small>ほこうしやよう</small>の信号機<small>しんごうき</small>に「歩行者・自転車専用<small>ほこうしや じてんしゃせんよう</small>」の表示<small>ひようじ</small>がある場合は、歩行者用<small>ほこうしやよう</small>の信号機<small>しんごうき</small>に従<small>したが</small>わなければなりません。</p> <p>チェックポイント</p> <p><u>自転車は車両用<small>しやりやうよう</small>の信号<small>しんごう</small>に従<small>したが</small>わなければなりません。</u></p> <p>しかし、歩行者用<small>ほこうしやよう</small>の信号機<small>しんごうき</small>に「歩行者・自転車専用<small>ほこうしや じてんしゃせんよう</small>」の表示<small>ひようじ</small>がある場合や普通自転車<small>ふつうじてんしゃ</small>が横断歩道<small>おうだんほどう</small>を進行<small>しんこう</small>する場合は、歩行者用<small>ほこうしやよう</small>の信号機<small>しんごうき</small>に従<small>したが</small>わなければなりません。</p> <p>根拠法令<small>こんきよほうれい</small>：道路交法<small>どうろこうつうほう</small>第7条<small>だい じよう</small> 道路交法施行令<small>どうろこうつうほうしこうれい</small>第2条第4項・第5項<small>じようだい こう だい こう</small></p> 	○

5	<p>自転車の2人乗りは禁止となっていますが、大人が幼児用の座席に幼児を乗せるときや、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗せる場合などは認められます。</p> <p>チェックポイント</p>  <p>大人（16歳以上）が幼児用座席に幼児（6歳未満）1人に限り乗車させることができます。</p>  <p>大人（16歳以上）が幼児（6歳未満）2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させることができます。</p> <p>根拠法令：道路交通法第57条第2項 愛知県道路交通法施行細則第5条</p>	○
6	<p>雨降りに、傘を差して自転車に乗ることは禁止されていますが、飼い犬を引きながら自転車に乗るのは、慣れていれば大丈夫です。</p> <p>チェックポイント</p> <p>犬を繋いだリードを手を持ちながら自転車を運転することは、自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作する安全運転の義務に違反すると考えられます。</p>  <p>根拠法令：道路交通法第71条第6項 愛知県道路交通法施行細則第7条第2号</p>	×
7	<p>自転車で道路を走っているときに、徐行したり、停止したりする場合には、静かに後輪のブレーキ（左ブレーキ）をかけて、速度を加減するようにしましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>自転車でみだりに急ブレーキをかけると、後ろから来る車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険があるので注意しましょう。</p> <p>やむを得ず急停止する場合は、両方のブレーキを強くかけるようにしましょう。</p>  <p>急停止するとき以外は後輪のブレーキ（左ブレーキ）を使いましょう</p>	○
8	<p>自転車に乗るときは、子供に限らず安全のためできるだけヘルメットを着用するようにしましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。</p> <p>※ 保護する責任のある者とは、児童・幼児の父母や、幼児を同乗させている運転者等にあたります。</p> <p>根拠法令：道路交通法第63条の11</p> <p>愛知県では、令和3年10月1日自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。 （乗車用ヘルメットの着用）</p> <p>第十一条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、その監護する未成年者が道路において自転車を利用するときは、その未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 自転車をその事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車をその従事者が道路において利用するときは、その従事者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。</p>	○

<p>9</p>	<p>自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、歩道を通ることが原則となっています。</p> <p>チェックポイント</p> <p><u>自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、自動車と同じく車道を通ることが原則となっています。</u></p> <p>自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。 道路工事などの場合を除き、道路（車道）の中央から左側の部分の左端に寄って通行してください。右側通行はできません。</p> <p>根拠法令：道路交通法第17条第1項・第4項 道路交通法第18条第1項</p> 	<p>×</p>
<p>10</p>	<p>自転車は、道路の中央から「左」の部分に設けられたすべての路側帯を通ることができます。</p> <p>チェックポイント</p> <p>自転車は、道路の中央から「左」の部分に設けられた路側帯を通ることができますが、 <u>歩行者の通行に妨げになるところや、白の2本線の標示のある「歩行者用路側帯」は通ることができません。</u></p> <p>根拠法令：道路交通法第17条の2第1項・第2項</p>  <p>路側帯 駐停車禁止路側帯 歩行者用路側帯</p> <p>自転車を通れる路側帯 自転車を通れない路側帯</p>	<p>×</p>
<p>11</p>	<p>普通自転車は、自転車道（普通自転車専用通行帯）が設けられている道路では、その自転車道を通行しましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>普通自転車は、標識や標示により普通自転車専用通行帯が設けられている道路では、その車両通行帯を通行しなければなりません。 <u>ただし、車道を横断するときその他やむを得ない場合は除きます。</u></p> <p>根拠法令：道路交通法第63条の3 道路交通法第20条第2項</p>  <p>ひょうしき 標識 ひょうじ 標示</p>	<p>○</p>

<p>12</p>	<p>普通自転車が歩道を通るときは、歩行者優先で歩道の車道寄りを徐行しましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p><u>歩道の車道寄りの部分又は、道路標識により通行すべき部分が指定されている部分を徐行です。</u></p> <p>歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止して歩行者の通行を妨げないようにすること (歩行者の通行を妨げ、または歩行者の安全をそこなうおそれがあるときは、歩道では自転車から降りて押して歩くようにしましょう。)</p> <p>徐行とは、ただちに停止できる速度で進行することをいいます。</p> <p>根拠法令：道路交通法第63条の4第2項</p> 	<p>○</p>
<p>13</p>	<p>道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がある場合には、自転車横断帯を通らなければなりません。</p> <p>チェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車横断帯があるときは、道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、その自転車横断帯によって道路を横断しましょう。 ○ 横断歩道があり、自転車横断帯がない場合道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、自転車に乗って横断歩道をわたることができます。 <u>ただし、横断中の歩行者がいるときなど、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降り、自転車を押して横断歩道をわたります。</u> <p>根拠法令：道路交通法第63条の6</p> 	<p>○</p>
<p>14</p>	<p>自転車で信号機のある交差点を右折する場合、右折矢印が表示される信号機に限り、あらかじめ道路中央に寄り、注意して右折することができます。</p> <p>チェックポイント</p> <p><u>自転車が交差点を右折するときは、二段階右折となります。</u></p> <p>信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって自転車の向きを右に変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。 <u>(右折矢印が表示される信号機の通行方法も同じです。)</u></p> <p>根拠法令：道路交通法第34条第3項</p> 	<p>×</p>

<p>15</p>	<p>一時停止の標識があるところでは、自動車は一時停止が決められていますが、自転車は安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p><u>自転車も、一時停止となります。</u></p>  <p>道路標識により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前（停止線がないときは交差点の直前）で一時停止し、安全を確認しなければなりません。</p> <p>根拠法令：道路交通法第43条</p>	<p>×</p>
<p>16</p>	<p>ベルなどの警音器は、道路標識などで指定された場所などや、危険を防止するためにやむ得ないときに使用するものです。</p> <p>チェックポイント</p> <p>ベルやブザーなどの警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を防止するためやむを得ないときのみを使用し、歩道などでみだりに鳴らしてはいけません。</p>  <p>根拠法令：道路交通法第54条</p>	<p>○</p>
<p>17</p>	<p>運転免許がいない自転車は、携帯電話の画像を見ながら運転するのは危険ですが、しっかり手に持って通話するだけならよいとされています。</p> <p>チェックポイント</p> <p><u>自転車も違反行為として、法律で禁止されています。</u></p>  <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を運転しながら携帯電話を手に持って通話したり、メールなどをしてはいけません。 ○ 傘をさす、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。 ○ イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転上必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。 <p>根拠法令：道路交通法第71条第6号 愛知県道路交通法施行細則第7条第10号</p>	<p>×</p>
<p>18</p>	<p>自転車は、車道を通ることが原則ですが、歩道も自由に通ることができます。</p> <p>チェックポイント</p> <p><u>歩道を自由に通ることはできません。</u></p> <p>普通自転車が歩道を通行できる場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるときです。 <p>根拠法令：道路交通法第63条の4第1項第1号</p>   <p>歩道通行可の標識 (自転車及び歩道者専用標識)</p> <p>普通自転車歩道通行可の標示</p>	<p>×</p>

○ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているときです。

根拠法令：道路交通法第63条の4第1項第2号
道路交通法施行令第26条
道路交通法施行規則第9条の2の2

○ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときです。

根拠法令：道路交通法第63条の4第1項第3号

19 踏切では、必ず手前で停止の合図をして一時停止し、自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押してわたりましょう。



チェックポイント

踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全確認をした後でなければ進行してはいけません。

自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押してわたりましょう。

電車（列車）が通りすぎても、すれ違いに別の電車（列車）来ることがありますので注意しましょう。

根拠法令：道路交通法第33条

20 自転車で危険なルール違反を繰り返すと、自転車運転者講習の受講が命じられますが、新たに自転車の「あおり運転」も「危険行為」として自転車運転者講習の対象となりました。



チェックポイント

自転車を運転し、信号無視や一時不停止など一定の違反行為をくり返すと、自転車運転者講習（自転車の運転による交通の危険を防止するための講習）を受けることとなる場合がありますが、令和2年6月には、新たに妨害運転（あおり運転）が危険行為として追加され、違反行為は、「15種類」となりました。

根拠法令：道路交通法第108条の2第1項第14号
道路交通法第108条の3の4